

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金要領

(趣旨)

第1条 熊本県教育長は、平成28年熊本地震により被災した文化財の保全のため、平成28年熊本地震により被災した文化財の所有者で、被災文化財の修理・修復を行う個人・法人（地方公共団体を除く）（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県教育・文化等振興補助金交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象となる事業の種類等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、要項第2条の補助対象経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(事業実施計画の認定申請)

第3条 要項第3条の事業実施計画書は、要領別記第1号様式によるものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第4条 要項第5条の事業実施変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。

(交付申請)

第5条 要項第6条第2項の添付書類は、収支予算書（要領別記第3号様式）のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書（要領別記第2号様式）
- (2) 支出内訳明細書（要領別記第3号様式）
- (3) 設計書及び設計図（工事施工の場合）
- (4) 補助金の交付の申請者が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款等に定める手続きを経たことを証する書類
- (5) 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面
- (6) 工程表（要領別記第4号様式）
- (7) その他参考資料

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第3号の「その他知事が必要と認める条件」は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準じ必要に応じて定めるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 要項第8条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業費の増減。ただし、事業内容の変更を伴わず、交付決定を受けた年度内に額の確定が見込まれる事業で不用額が生じる場合は、実績報告での報告に代えることができるものとする。
- (2) 補助事業の内容の変更。ただし、補助事業の目的等に及ぼす影響が軽微であると認められるものを除く。

2 要項第8条第2項の事業変更計画書の添付書類は第5条の添付書類に準ずるものとする。

(補助金交付決定前着工承認申請)

第8条 要項第9条の補助金交付決定前着工承認申請書は、要領別記第5号様式によるものとする。

(状況報告)

第9条 要項第12条の規定による状況報告は、必要に応じて遂行状況報告書(要領別記第6号様式)により行うものとし、別に指示する日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 要項第13条第2項の添付書類は、収支精算書(要項別記第3号様式を準用する。)のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書(要領別記第7号様式)
- (2) 支出内訳明細書(要領別記第3号様式)
- (3) 実施設計書及び設計図(工事施工の場合)
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他参考資料

(財産の処分の制限)

第11条 要項第16条の規定による財産の処分の制限は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準ずるものとする。

(書類の経由)

第12条 規則、要項、又はこの要領に基づき提出する書類は、市町村教育委員会を経由するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する。